

## 2 基本理念と関係者の責務・役割 (第3条から第6条)

条例では、三つの基本理念を掲げ、これにのっとり、都や事業者の責務のほか、都民の役割についても明記しています。

### 基本理念と関係者の責務・役割

#### 三つの基本理念

事業者責任を  
基礎とする  
安全確保

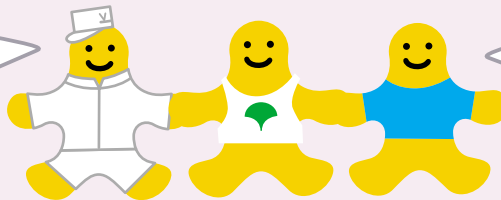
科学的知見に  
基づく  
安全確保

相互理解と  
協力に基づく  
安全確保

#### 関係者の責務・役割

##### 事業者の責務

自主的衛生管理の推進  
危害の発生又は拡大防止  
への的確かつ迅速な対応  
食品の安全確保に関する情  
報の積極的な公開・説明及  
び記録・保管  
適切かつ分かりやすい表示  
の実施  
食品の安全確保に関する都  
の施策への協力 など



##### 都民の役割

食品の安全確保に関する  
積極的な意見の表明  
食品の安全に関する知識  
の習得及び合理的な行動  
の選択  
食品の安全確保に関する  
都の施策への協力

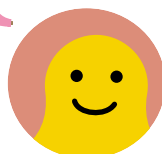
##### 都の責務

食品の安全確保に関する施策の総合的・  
計画的推進

食品の安全確保には、供給  
者である事業者が一義的に  
責任を負う必要があります。



食品の安全確保は、事故が起  
きてから対応するだけでなく、  
健康への悪影響を未然に防止  
するためにも、最新の科学的  
知見に基づき行われることが  
必要です。



一方、食品の安全確保は、事業者の取組や、行政  
の監視・規制だけで成り立つものではありません。  
都、都民、事業者がお互いの役割を理解し、食品  
の安全の確保に関する情報や意見の交流を通じ  
て、“食品の安全”に対する共通の認識を持ち、  
互いに協力しあう関係を築くことが最も重要です。

